(2)　当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加したこと（ただし、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の開始時点の売上高が一億円未満の場合は開始時点の売上高は一億円とみなす。）。

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）

第五条　法第二条第十項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一～四　［略］

（事業再編投資の要件）

第六条　法第二条第十五項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）であるものの株式又は持分を取得及び保有する投資事業であること。

二　［略］

（事業再編投資）

第七条　法第二条第十五項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（創業等関連保証の資金の要件）

第八条　［略］

（外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係）

第一条の二　法第二条第八項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一～四　［略］

（事業再編投資の要件）

第一条の三　法第二条第十三項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）であるものの株式又は持分を取得及び保有する投資事業であること。

二　［略］

（事業再編投資）

第一条の四　法第二条第十三項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（創業等関連保証の資金の要件）

第二条　［略］

（診断及び指導に係る要件）

第九条　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　法第二条第四項第二号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であって次のいずれかに該当するものであること又は同項第三号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であること。

イ・ロ　［略］

ハ　設立の日以後の期間が二年未満の会社であって、常勤の新事業活動従事者（法第二条第七項に規定する新事業活動に従事する者であって研究者に該当しない者をいう。以下同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

二・三　［略］

四　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること。

五・六　［略］

（特定新規中小企業者の確認）

第十条　［略］

2・3　［略］

4　都道府県知事は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第三による確認書を交付するものとする。

5　都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第四によりその旨を通知するものとする。

6～8　［略］

（診断及び指導に係る要件）

第三条　法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　法第二条第四項第二号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であって次のいずれかに該当するものであること又は法同項第三号の新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であること。

イ・ロ　［略］

ハ　設立の日以後の期間が二年未満の会社であって、常勤の新事業活動従事者（法第二条第六項に規定する新事業活動に従事する者であって研究者に該当しない者をいう。以下同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

二・三　［略］

四　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。

五・六　［略］

（特定新規中小企業者の確認）

第四条　［略］

2・3　［略］

4　都道府県知事は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第二による確認書を交付するものとする。

5　都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第三によりその旨を通知するものとする。

6～8　［略］